

## 【学校開放施設 感染拡大防止ガイドライン】

新型コロナウイルス感染症については、緊急事態宣言が解除されましたが、感染拡大の第2波を防止する必要があり、「新しい生活様式」の定着等、これまでのやり方を変えることを求められています。

そこで、学校開放施設として、公共性を担保しながら、利用者や通学する子ども達の健康・安全を確保する必要があり、今回、新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインを作成いたしました。

学校開放施設のご利用にあたっては、本ガイドラインを遵守することを条件に、ご利用をお願いいたします。

利用者の代表者の方は、責任を持って、本ガイドラインを遵守するよう利用者全員にご指導していただくとともに、各利用者を含む関係者全員が感染防止のために取り組み、感染リスクを高めない努力をしていただきますようお願いいたします。

また、本ガイドラインを遵守されていないことが確認された場合、他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の利用を許可しないことや、途中退場をしていただく場合があることをご承知おきいただきますようお願いいたします。

なお、本ガイドラインは、今後、必要に応じて適宜見直しを行い、ご案内させていただきます。

本ガイドラインは、スポーツ庁が令和2年5月14日に発行した「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」を参考に作成しています。

利用する際は、以下の留意事項を遵守していただくようお願いいたします。

①以下の事項に該当する場合は、自主的に利用を見合わせてください。

ア 体調がよくない場合(例:発熱・咳・咽頭痛などの症状がある場合)

イ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ウ 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

②利用当日に、利用者代表者は、感染防止対策チェックシートと以下の事項を記載した施設利用者名簿を記入してください。記入した書類は、文化・スポーツ課及び利用学校から指示があった場合、速やかに提出してください。※個人情報の取扱いに十分注意してください。

1). 代表者 : 氏名、年齢、住所、連絡先(電話番号)

代表者以外利用者: 氏名、連絡先(電話番号)

2). 利用前2週間における以下の事項の有無

ア 平熱を超える発熱

イ 咳(せき)、のどの痛みなど風邪の症状

ウ だるさ(倦怠(けんたい)感)、息苦しさ(呼吸困難)

エ 嗅覚や味覚の異常

オ 体が重く感じる、疲れやすい等

カ 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触の有無

キ 同居家族や身近な知人に感染が疑われる方がいる場合

ク 過去 14 日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航又は当該在住者との濃厚接触がある場合

③マスクを持参してください(観戦時等のスポーツを行っていない際や会話をする際はマスクを着用してください)。

なお、運動・スポーツ中のマスクの着用は利用者等で判断してください。マスク(特に外気を取り込みにくいN95などのマスク)を着用して運動やスポーツを行った場合、十分な呼吸ができず人体に影響を及ぼす可能性があることに留意してください。

④施設内での食事は、対面を避けて「ソーシャルディスタンス」を確保してください。

⑤ハンカチを持参し、こまめな手洗い、アルコール等(利用者が準備)による手指消毒を実施してください。

⑥運動・スポーツをしていない間や、競技者以外の人は、周囲の人の距離(できるだけ2m以上)を確保してください。(障がい者の誘導や介助を行う場合を除く。)

⑦ウォーミングアップの際も、できるだけ「ソーシャルディスタンス」を確保し、身体接触する2人組のストレッチ等を行わないようにしてください。

⑧運動・スポーツ中に、唾や痰をはくことは極力行わないでください。

⑨利用中に大きな声で会話、応援等をしないでください。

⑩会話は最低限とし、集団を作らないでください。

⑪運動・スポーツ中に、大声を出さないでください。

⑫「ハイタッチ」や他の利用者や参加者と握手をしないで、うなずきや手を振ることで代替し、リスク軽減を図ってください。

⑬利用後入替は、スムーズに移動し、長居せず、すみやかに退場してください。

⑭感染防止のために施設管理者が決めたその他の措置の遵守、指示に従ってください。

⑮利用終了後2週間以内に新型コロナウイルス感染症を発症した場合は、施設管理者に対して速やかに濃厚接触者の有無等について報告してください。

⑯利用前後時に、石鹸等による手指消毒を実施してください。

⑰石鹸等は、各利用団体が準備してください。

⑱使用したトイレのドアノブ等は使用後に必ず、消毒液(倉庫等に文化・スポーツ課が準備)で清拭消毒してください。消毒の際は使い捨てペーパーや布等(利用者が用意)を用い、ゴミ等は利用者が持ち帰ってください。消毒終了時に、消毒チェックシートに、消毒実施年月日・完了時刻・団体名・責任者を記入してください。消毒液設置場所は、6月19日頃市のホームページに掲載します。

※職員により見回りをいたします。ガイドラインを遵守していない場合、施設利用の許可を取り消させていただきます。

⑲消毒液による劣化を防ぐため、学校の備品(支柱等)を使用する場合は、ゴム手袋等(利用者が用意)を着用してください。(ボール類は当面の間、貸出しいたしません。)

以上の留意事項が遵守されていないことが確認された場合、利用されている学校に通学する子ども達や他の利用者の安全を確保する等の観点から、施設の利用を中止させていただきます。

利用者の皆様にはご迷惑をお掛けいたしますが、ご理解とご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

このガイドラインは、令和2年6月4日に制定する。

このガイドラインは、令和2年8月7日に改定する。